

## 2018 広島県育成センター運営要項 (U11・12)

### 1. 目的

広島県育成センターの柱であるサーキュレーション【循環型】(各カテゴリーの連携のもとで選手・指導者を育成し、合わせて将来の指導者を発掘・養成する)を念頭に置いて U11・12 育成センターは競技人口と指導者を増やし、各カテゴリーと連携を深め誠実に取り組み運営要項を定める。また、広島県育成センター事業活動を周知し、同時に安全・安心を確保した運営のため、運営要項を定める。

### 2. 運営スタッフ

#### ① 育成センター長

育成センターに関するマネジメント、指導内容、指導者の統制等、全てを統括する。

#### ② 総括マネージャー(事務局を兼ねる)

(1) 育成センター長・チーフコーチと連携を取りながら、地区育成センター内の活動を掌握する。

(2) カテゴリー間連携を強化し、選手の情報共有を行う。

### 3. 指導スタッフ

① 全てのスタッフは、県育成センターにより任命された者で、JBA コーチライセンスを有する有資格者とする。

② 指導スタッフは、JBA・県育成センター育成事業の趣旨を理解し、U11・12 総括マネージャーと協力して育成センター活動の充実を図る。

③ 事業単位ごとに、チーフコーチ、コーチ、マネージャーを置く。マネジメントは県育成センター総括マネージャーと連携して事務的業務も行う。

### 4. 名簿作成

事業単位ごとにマネージャーが選手及びスタッフの名簿を所定の書式にて作成し、指定された期日までに広島県ブロックマネージャーに提出する。

### 5. 運営費・経費等

① 県協会からの補助金(JBA・D-FundA)と選手からの参加料により運営する。

② 県育成センター総括マネージャーは、事業単位ごとに予算書を育成センター長・広島県協会事務局に提出する。

③ 運営費の支出基準は、「JBA・D-FundA 交付金 対象経費の基準」に準ずる。

④ 予算執行にあたっては、県育成センター総括マネージャーを中心に広島県協会の定める執行手順に従って行い、諸帳簿を整理する。

⑤ 特別な場合は選手から参加料を徴収することもできる。

### 6. 保険

① 育成センター活動では、選手をスポーツ傷害保険に加入する。

- ② 育成センター活動では、指導スタッフをスポーツ傷害保険に加入する。
- ③ スポーツ傷害保険の加入手続きは、各地区マネージャーが窓口となり登録手続きを行う。

## 7. 参加選手の規定

- ① 全ての参加選手は(保護者・所属チーム代表)の同意書を以て参加認定とする。
- ② 全ての参加選手は県育成センターが定めたマルファン症候群チェックを実施し、参加認定とする。  
(ご理解ご協力をお願い致します)